

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

帳簿類の呈示がなければ税額控除認めず

Q：消費税の税務調査において帳簿等を呈示しなかったため、仕入税額控除が認められなかった判例があったそうですが……

A：消費税の仕入税額控除の適用にあたっては、その課税期間の課税仕入れに係る帳簿又は請求書等のいずれかを7年間保存することとされています。国税不服審判所はこのほど、税務調査において帳簿等を呈示しなかった納税義務者に仕入税額控除の適用を認めないとした税務署の処分の正当性を追認する判断を示しました。

今回の事例では、請求人は、調査担当官が帳簿等を呈示しなければ仕入税額控除は認められないとの説明をしなかったため呈示しなかったものと主張していました。

しかし、審判所は請求人の主張は認められないとしました。消費税法30条1項（仕入れに係る消費税額の控除）の規定の適用を受けようとする事業者は、帳簿または請求書等を整理し、その属する事業年度の末日から2月を経過した日から7年間これを納税地の事務所、事業所等に保存しなければならず、ただ保存するだけでなく、適法な税務調査に際し税務職員から帳簿等の呈示閲覧を求められたときは、正当な理由がない限りこれに応じなければならないとの判断を示しました。

たとえ審判所段階で領収書の束を提出しても仕入税額控除は認められないとしています。

